



延長保証保険のご案内

住宅を良好な状態で維持していくためには、外装の定期的なメンテナンスが必要ですが、延長保証保険を利用することで、築10年のタイミングや、その後の定期的なメンテナンスに構造・防水性能に関する10年間の長期保証をプラスできます。

安心の
10年保証

ハウスジーメンの延長保証保険の特長

条件

01 築年数以外の利用制限なし

築年数以外に利用できる住宅の制限が無いため、自社物件や自社グループの供給物件だけでなく、他社の供給物件や供託物件といった幅広い住宅に対する延長保証や長期保証付きの外装工事の提案に活用できます。

保証周期

02 15年周期の延長保証にも対応

初回だけでなく、メンテナンスコースの利用後に検査コースの利用ができるため、15年周期のメンテナンスを前提とする延長保証にも活用できます。

継続

03 初回利用は築20年までOK

初回のメンテナンスが築15年以降となる場合や2回目の延長保証からの利用も可能です。延長保証のほか、築浅物件に対する長期保証付きの外装リフォームの提案にも活用できます。

初回期限

04 制限なく継続利用が可能

利用回数に制限がないため、2回目以降の延長保証にも活用できます。築40年のタイミングで防水紙の交換が必要になりますが、理論的には半永久的に延長保証を提供できます。

05 申込手続きがシンプル

手続き

メンテナンスコースでも申込みは着工のタイミングで、現場検査はメンテナンスの完了後に1回、証券発行に別途手続きは不要です。また、自社で適切な点検の基準を定めていれば建築士が点検を行わなくても、現場検査を省略できます。

塗膜補償

06 塗装工事のリスクをカバー

オプションで、塗装の膨れや剥がれをカバーする塗膜補償を追加できるので、塗装工事のリスクに備えるとともに、メンテナンスに10年間の塗膜保証をプラスできます。

